



# 鳥取県公報

令和5年6月9日(金)  
第9505号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定無形文化財の指定等の解除(297)(文化財課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(298)(福祉監査指導課) . . . . . 2
	県統計調査の実施(2件)(299・300)(消費生活センター) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任(301)(西部総合事務所農林局) . . . . . 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課) . . . . . 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(〃) . . . . . 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 7
	落札者の決定(2件)(教育センター) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第297号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

令和5年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者			解除年月日
	氏名	住所	特徴	
緋	嶋田 悦子	境港市竹内町	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者	令和5年2月1日

## 鳥取県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 悠々	米子市米原九丁目3-10	ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目3-10	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	令和5年3月31日
森下 計子	境港市幸神町357	森下薬局	境港市幸神町357	居宅療養管理指導	〃
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	看護小規模多機能型居宅介護事業所 ほんわか茶町	米子市茶町25	複合型サービス	令和5年4月30日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 悠々	米子市米原九丁目3-10	ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目3-10	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	令和5年3月31日
森下 計子	境港市幸神町357	森下薬局	境港市幸神町357	介護予防居宅療養管理指導	〃

**鳥取県告示第299号**

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
消費生活に関する県民意識調査
- 2 調査の目的  
鳥取県消費者教育推進計画の改定に当たり、消費生活に関する県民の意識及びニーズを把握し、消費者被害を未然に防止するために、効果的な啓発・広報を実施するための基礎資料を得ること。
- 3 調査対象の範囲  
令和5年6月1日現在で18歳から75歳までの県内に在住する者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 商品購入時の意識
    - イ 消費生活相談窓口の認識、情報収集方法
    - ウ 消費者被害の状況
    - エ 消費者問題への関心
    - オ 消費者教育
    - カ 消費者行政全般
  - (2) 基準となる期日  
令和5年6月1日
- 5 報告を求める者  
住民基本台帳を母集団情報として、市町村別に、層化二段無作為抽出により抽出した3,000人
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
令和5年6月15日から同年7月14日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。

**鳥取県告示第300号**

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
消費者教育に関する教育機関への実態調査
- 2 調査の目的  
鳥取県消費者教育推進計画の改定に当たり、当該計画を教育現場における一層有効な消費者教育の実践に活かしていくために、県内の教育現場における消費者教育に関する実態について調査すること。
- 3 調査対象の範囲  
県内に所在する保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

## 4 報告をを求める事項及びその基準となる期日

## (1) 報告をを求める事項

- ア 消費者教育に関する授業の実施状況等
- イ 消費者教育に関する意識・課題等
- ウ 消費者教育に関する要望等

## (2) 基準となる期日

令和5年6月1日

## 5 報告をを求める者

## (1) 報告者数

- 幼稚園・保育園・認定こども園 204施設
- 小学校・義務教育学校（前期課程） 122校
- 中学校・義務教育学校（後期課程） 60校
- 高等学校 33校
- 特別支援学校 10校

なお、上記の報告者数は令和4年4月1日現在のものであり、基準日時点での報告者数に変更があった場合はその数とする。

## (2) 選定の方法

全数

## 6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる方法で行う。

## 7 報告をを求める期間

令和5年6月15日から同年7月14日まで

## 8 調査票情報の保存期間

5年間

## 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

---

**鳥取県告示第301号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 岡 田 聰 西伯郡大山町神原192-1
- 〃 亀 山 輝 好 西伯郡大山町野田260
- 〃 奥 田 勇 治 西伯郡大山町長田305
- 〃 来 海 誠 西伯郡大山町荘田104-3
- 〃 綾 木 正 仁 西伯郡大山町荘田670
- 〃 深 田 伊智夫 西伯郡大山町妻木471
- 〃 種 田 正 博 西伯郡大山町妻木964-3
- 〃 諸 遊 壤 司 西伯郡大山町安原126
- 〃 池 島 義 廣 西伯郡大山町安原161-1
- 〃 入 江 一 磨 西伯郡大山町富岡10
- 〃 谷 野 宣 明 西伯郡大山町平田140
- 〃 山 中 文 男 米子市淀江町今津343

- ” 灘 脇 道 雄 米子市淀江町今津381-3
  - ” 松 田 治 生 米子市淀江町淀江952-1
  - ” 橋 本 慎 一 米子市淀江町淀江876
  - 監 事 谷 野 正 西伯郡大山町平田98
  - ” 谷 野 俊 紀 西伯郡大山町上万413
- 令和5年5月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 岡 田 聰 西伯郡大山町神原192-1
  - ” 亀 山 輝 好 西伯郡大山町野田260
  - ” 奥 田 勇 治 西伯郡大山町長田305
  - ” 来 海 誠 西伯郡大山町荘田104-3
  - ” 綾 木 正 仁 西伯郡大山町荘田670
  - ” 深 田 伊智夫 西伯郡大山町妻木471
  - ” 種 田 正 博 西伯郡大山町妻木964-3
  - ” 諸 遊 壤 司 西伯郡大山町安原126
  - ” 池 島 義 廣 西伯郡大山町安原161-1
  - ” 入 江 一 磨 西伯郡大山町富岡10
  - ” 長谷川 圭 一 西伯郡大山町保田11
  - ” 山 根 圭 西伯郡大山町上萬699
  - ” 山 中 文 男 米子市淀江町今津343
  - ” 灘 脇 道 雄 米子市淀江町今津381-3
  - ” 松 田 治 生 米子市淀江町淀江952-1
  - ” 橋 本 慎 一 米子市淀江町淀江876
  - 監 事 森 下 健 一 西伯郡大山町妻木474-1
  - ” 山 根 論 西伯郡大山町稲光69
- 令和5年5月22日就任 任期4年

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者

初心者講習	令和5年7月5日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習	令和5年7月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年7月2日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
令和5年7月10日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和5年7月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年7月4日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和5年7月11日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年7月18日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年7月25日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年7月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習科目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給<br>予定使用電力量 令和5年度 783,000キロワット時  |
| 2 契 約 方 式              | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定<br>した日   | 令和5年4月11日  |
| 4 契約の相手方の名称及び<br>所在地   | 中国電力株式会社<br>広島県広島市中区小町4-33   |
| 5 契 約 金 額              | 基本料金 1キロワット当たり1,996.5円(消費税及び地方消費税の額を含む。)<br>電力量料金(夏季) 31.32円キロワット時(消費税及び地方消費税の額を含む。)<br>電力量料金(その他季) 29.88円キロワット時(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由            | 競争入札に付したが入札者がなかったため。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号)   |
| 7 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県西部総合事務所県民福祉局<br>米子市糺町一丁目160   |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 県立学校(東部地区)校内LAN運営支援業務 一式         |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                           |
| 3 落 札 日                | 令和5年5月19日                        |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 株式会社ナレッジサポート<br>鳥取市湖山町東五丁目206    |
| 5 落 札 金 額              | 1人1時間あたり4,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日            | 令和5年4月4日                         |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                         |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県教育センター<br>鳥取市湖山町北五丁目201       |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立学校(西部地区)校内LAN運営支援業務 一式         |
| 2 契 約 方 式         | 一般競争入札                           |
| 3 落 札 日           | 令和5年5月19日                        |
| 4 落札者の名称及び所在地     | 株式会社インサイト<br>米子市新開二丁目14-38       |
| 5 落 札 金 額         | 1人1時間あたり4,950円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日       | 令和5年4月4日                         |
| 7 落 札 方 式         | 最低価格落札方式                         |



- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育センター  
及び所在地 鳥取市湖山町北五丁目201